

# 保障措置通知

---

最終更新日：2018年10月16日

注記：この書類はアクセシビリティの基準の為、ミシガン州教育委員会の標準に従い更新されています。その他の内容に関しては変更されていません。



ミシガン州教育委員会

特別教育室



## 州教育委員会

副社長：Casandra E. Ulbrich

副社長：Richard Zeile

秘書：Michelle Fecteau

会計：Tom McMillin

NASBE [National Association of School Boards of Education – 国立教育委員会組織] 代

表：Nikki Snyder

Pamela Pugh

Lupe Ramos-Montigny

Eileen Lappin Weiser

## 元職員

知事：Rick Snyder

中間州監事：Sheila A. Alles



---

### ミシガン州教育委員会 [Michigan Department of Education (MDE)]

特別教育室

608 West Allegan Street

P.O. Box 30008

Lansing, MI 48909

517-241-7075

[MDEのホームページ](http://www.michigan.gov/MDE) ([www.michigan.gov/MDE](http://www.michigan.gov/MDE))

障害者教育法[*Individuals with Disabilities Education Act (IDEA)*]は障がいを持った生徒に対する教育を考える連邦法であり、障害を持つ子供の保護者が *IDEA* もしくは *U.S. [United States - アメリカ合衆国]*教育省の規則の元、保障措置手続きに関する全ての説明を含む通知を学校側に要求する事のできる法律です。この通知の複製は1年に1度保護者に提供されますが、以下の場合は除きます。(1) 初回時／保護者からの評価リクエストをされた場合(2) 34 *CFR [Code of Federal Regulations - 連邦規則法典]* §300.151 から 300.153 以下で初めて州の苦情を受領し、学年度中に§300.507 以下で初めて公聴会の実施の要求を受領した場合(3) プレースメントの変更をもたらすような懲戒処分決定がなされた場合(4) 保護者から要求された場合。[34 *CFR* §300.504(a)]

この保障措置通知には、以下において適用可能な全ての保証措置手続きに関する説明が含まれてなければならない。§300.148（公費での私立学校における一方的な配置）、§§300.151 から 300.153（州の苦情手続き）、§300.300（同意）、§§300.502 から 300.503、§§300.505 から 300.518、§§300.530 から 300.536（Bパート規制のE分類における保証措置手続き）、§§300.610 から 300.625（F分類の情報規定の機密事項）。

この書面においては以下の頭字語が使用される：

ALJ	行政法審判官 [ <i>Administrative Law Judge</i> ]
BIP	行動介入計画 [ <i>Behavioral Intervention Plan</i> ]
FAPE	無料の適切な公教育 [ <i>Free Appropriate Public Education</i> ]
FERPA	家族の教育権とプライバシー法 [ <i>Family Educational Rights and Privacy Act</i> ]
FBA	機能的行動評価 [ <i>Functional Behavioral Assessment</i> ]
IDEA	障害者教育法 [ <i>Individuals with Disabilities Education Act</i> ]
IEE	独立した教育評価 [ <i>Independent Educational Evaluation</i> ]
IEP	個別教育プログラム [ <i>Individualized Education Program</i> ]
MDE	ミシガン州教育委員会 [ <i>Michigan Department of Education</i> ]
OSE	特別教育室 [ <i>Office of Special Education</i> ]
SOAHR	州立公聴会規制運営事務所 [ <i>State Office of Administrative Hearings and Rules</i> ]

## 目次

保障措置通知.....	11
一般情報.....	11
事前の書面通知.....	11
34 CFR §300.503.....	11
通知.....	11
通知内容.....	11
通知としての個別教育プログラムの使用.....	12
理解可能な言語による通知.....	12
母語.....	12
34 CFR §300.29.....	12
電子メール.....	12
34 CFR §300.505.....	12
保護者の同意- 定義.....	13
34 CFR §300.9.....	13
同意.....	13
保護者の同意.....	13
34 CFR §300.300.....	13
初期評価への同意.....	13
州の区の初期評価のための特別規則.....	13
サービスに対する保護者の同意.....	14
保護者の同意の取り消し.....	15
再評価の為の保護者の同意.....	15
保護者の同意を得る為の妥当な努力に関する書面化.....	15
その他同意要件.....	16
独立した教育評価.....	16
34 CFR §300.502.....	16
概要.....	16
定義.....	16

公費で評価する親権.....	16
保護者による評価.....	17
行政法審判官による評価請求.....	17
学区の基準.....	17
情報の機密性.....	18
定義.....	18
34 CFR §300.611.....	18
個人特定可能な情報 情報.....	18
34 CFR §300.32.....	18
保護者への通知.....	18
34 CFR §300.612.....	18
アクセス権.....	19
34 CFR §300.613.....	19
アクセス記録.....	19
34 CFR §300.614.....	19
複数の子供に関する記録.....	20
34 CFR §300.615.....	20
情報の場所とリストの種類.....	20
34 CFR §300.616.....	20
費用.....	20
34 CFR §300.617.....	20
保護者の要請による記録の修正.....	20
34 CFR §300.618.....	20
公聴会の機会.....	20
34 CFR §300.619.....	20
聴聞会手続き.....	21
34 CFR §300.621.....	21
公聴会の結果.....	21
34 CFR §300.620.....	21
適切な個人特定可能な情報の開示.....	21
34 CFR §300.622.....	21

保障措置.....	22
34 CFR §300.623.....	22
情報の破棄.....	22
34 CFR §300.624.....	22
生徒の権利.....	22
34 CFR §300.625.....	22
調停.....	23
調停.....	23
34 CFR §300.506.....	23
概要.....	23
必要条件.....	23
調停人の公平性.....	24
州の苦情手続き.....	25
公聴会苦情手続きと州の苦情手続きとの違い.....	25
州の苦情手続きの採用.....	25
34 CFR §300.151.....	25
概要.....	25
適切なサービスを拒否するための対策.....	25
最小の州の苦情手続き.....	26
34 CFR §300.152.....	26
時間制限、最低手続き.....	26
期間延長、最終決断、実現.....	26
州の苦情と公聴会手続き.....	26
申し立ての申請.....	27
34 CFR §300.153.....	27
公聴会の実施の要求申請手続き.....	29
公聴会の実施の要求申し立て申請.....	29
34 CFR §300.507.....	29
概要.....	29
保護者への情報.....	29
公聴会の実施の要求.....	29

34 CFR §300.508.....	29
概要.....	29
申請内容.....	30
公聴会の実施の要求についての公聴会の前に通知が求められます。.....	30
苦情の充足.....	30
申請の修正.....	30
学区の公聴会の実施の要求への応答.....	31
その他の機関は公聴会の実施の要求の申請へ応答します.....	31
モデルフォーム.....	31
34 CFR §300.509.....	31
公聴会の実施の要求の申請と公聴会がペンディングしている場合の子供のプレースメント .....	31
34 CFR §300.518.....	31
解決手順.....	32
34 CFR §300.510.....	32
解決会議.....	32
決定期間.....	32
30 暦日解決期間の調整.....	33
書面における和解契約.....	33
契約レビュー期間.....	34
公聴会の実施の要求に対する公聴会.....	35
公平な聴聞会.....	35
34 CFR §300.511.....	35
概要.....	35
公平行政法審判官.....	35
デュープロセス公聴会事項.....	35
公聴会要求のタイムライン.....	35
タイムラインでの例外.....	36
公聴会の権利.....	36
34 CFR §300.512.....	36
概要.....	36

情報の追加開示.....	36
公聴会での保護者の権利.....	37
公聴会の決定.....	37
34 CFR §300.513.....	37
行政法判決の決定.....	37
構造条項.....	37
デュープロセス公聴会への個別要求.....	37
諮問委員会と一般大衆への所見および決定.....	37
上訴.....	38
最終決定、講義、公平なレビュー.....	38
34 CFR §300.514.....	38
公聴会の最終決定.....	38
タイムラインと公聴会の利便性.....	38
34 CFR §300.515.....	38
訴訟申請の時間制限を含む民事訴訟.....	38
34 CFR §300.516.....	38
概要.....	38
時間制限.....	39
追加手続き.....	39
地方裁判所の司法権.....	39
ルールの解釈.....	39
弁護士の費用.....	39
34 CFR §300.517.....	39
概要.....	39
費用の付与.....	40
障害を持つ子供を処分する場合の手続き.....	42
学校職員の権限.....	42
34 CFR §300.530.....	42
ケースバイケースでの決定.....	42
概要.....	42
追加の権限.....	42



サービス.....	42
表明の判定.....	43
行動が子供の障害の現れであるという決定.....	44
特殊事情.....	44
定義.....	44
通知.....	45
懲戒処分についての引き離し.....	45
34 CFR §300.536.....	45
設定の決定.....	45
34 CFR § 300.531.....	45
上訴.....	46
34 CFR § 300.532.....	46
概要.....	46
学校職員の権限.....	46
上訴中のプ上訴中レースメント.....	47
34 CFR §300.533.....	47
特殊教育および関連サービスにはまだ適していない子供のための保護.....	47
34 CFR §300.534.....	47
概要.....	47
懲戒処分に関する知識の基礎.....	47
例外.....	48
知識の基盤がない場合に適用される条件.....	48
法執行機関および司法当局への照会および行動.....	48
34 CFR §300.535.....	48
記録の送付.....	48
公費の私立学校での子供の両親による一方的な配置の条件.....	50
概要.....	50
34 CFR §300.148.....	50
私立学校へのプレースメントのための払い戻し.....	50
払い戻しの制限.....	50
多数派時代における親権の譲渡.....	51

34 <i>CFR</i> §300.520.....	51
添付資料 A - 連邦の定義.....	52
重大な損害.....	52
18 <i>U.S.C.</i> 1365(h).....	52
武器.....	52

# 保障措置通知

---

## 一般情報

---

### 事前の書面通知

#### 34 CFR §300.503

#### 通知

以下の場合において、あなたの学区（この通知において使用する「学区」には、公立学校アカデミーも含む）は書面での通知（特定の情報を書面で提供）をしなければなりません。

1. 子供の ID、評価、または教育上のプレースメントを新たに開始または変更する、又は無料の適切な公教育[Free Appropriate Public Education (FAPE)]の規定を提案する場合。また、
2. 子供の ID、評価、または教育上のプレースメントを新たに開始または変更する、又は FAPE の規定を拒否する場合。

#### 通知内容

書面通知には

1. あなたの学区が提案／拒否する内容を記述しなければなりません。
2. また、なぜ学区がその内容を提案／拒否しているのかという理由を説明しなければなりません。
3. また、あなたの学区が提案／拒否するにあたり使用した、各評価手順、記録、レポート等について記述しなければなりません。
4. IDEA の B 分類における保障措置手続き規定下に保護されているという事実も書面上には含めなければなりません。
5. 学区が提案／拒否している内容が最初の評価でない場合、どのように保障措置手続きについての情報を知りえたのかについて説明しなければなりません。
6. IDEA の B 分類に対する理解を深める為の資料も含める必要があります。
7. あなたの子供の個別教育プログラム[Individualized Education Program (IEP)]のチームが提案した他のオプション、又なぜその他のオプションを拒否したのかという説明もしなければなりません。また、
8. なぜ学区がその内容を提案／拒否したのかという他の理由も記載しなければなりません。

## 通知としての個別教育プログラムの使用

保護者の受け取る書類が全て§300.503に記載されている要求事項を満たす場合に限り、公的機関は IEP を事前の書面通知として使用し得ます。

## 理解可能な言語による通知

通知は

1. 一般的に理解される言語によって書かれなければならない。
2. 明らかに不可能でない限り、母語もしくは他のコミュニケーション伝達方法を使用する事。

母語もしくは他のコミュニケーション伝達方法が書き言葉ではない場合、学区は以下を保証しなければならない。

1. 母語もしくは他のコミュニケーション伝達方法による話し言葉によって通知は翻訳されなければならない。
2. 通知内容を理解しなければならない。また、
3. 項目 1 と 2 が満たされたという書面上の証拠を残さなければならない。

## 母語

### 34 CFR §300.29

限られた英語力である場合の「母語」とは、以下を意味します。

1. 通常、人間によって使用される言語。もしくは子供の場合、子供の保護者によって使用される言語。
2. 子供との直接的な接触全てにおいて（子供の評価を含む）、自宅もしくは学習環境で子供によって通常使用されている言語。

視覚および聴覚障害を伴う人、もしくは書き言葉を持ち合わせない人に対しては、通常使用するコミュニケーション伝達方法（手話、点字、話し言葉等）。

## 電子メール

### 34 CFR §300.505

あなたの学区が書類を電子メールによって送信できる場合、以下を電子メールによって受け取る事とします。

1. 事前の書面通知;
2. 保障措置通知、また
3. 公聴会の実施の要求に関する通知。

## 保護者の同意- 定義

### 34 CFR §300.9

#### 同意

同意とは以下を意味します。

1. あなたが同意している内容についての全ての情報について、あなたの母語もしくは他のコミュニケーション伝達方法（手話、点字、話し言葉等）によりきちんと説明を受けたという事。
2. その内容が記載された書面に対して、きちんと理解し同意する事。また同意書には、発行される記録リスト（あれば）とその同意内容が記載されている必要があります。
3. 同意はあなたの任意のものであり、いかなる場合でも同意を取り下げる事が可能だという事を理解しなければならない。

同意取り下げを行う事によって、あなたの同意後から取り下げまでに起こった事柄を否定（取り消す）事はできない。

## 保護者の同意

### 34 CFR §300.300

#### 初期評価への同意

学区は何らかの提案に関する事前の書面通知を提供する事なく、あるいは前項で述べたような同意書 - **保護者の同意 - 定義** を保護者から得る事なく、あなたの子供が特別教育やそれに関するサービスを受ける為の IDEA の B 分類に属するか否かという初期評価を行う事は出来ません。

あなたの子供が障害のある子供であるか否かを判断する初期評価に対する保護者の同意書を得る為、学区は責任を持って妥当な努力をしなければなりません。

初期評価に対する同意書は、学区に対してあなたの子供に特別教育やそれに関するサービスを提供し始める事に対する同意は含まれていないということではありません。

あなたの子供が公立学校に入学している場合、又は公立学校に入学させようと考えているが初期評価に対する同意書の提供を拒否したり返答をする事が出来なかった場合、学区は法の調停や公聴会の実施の要求、解決会議、公平な聴聞会手続き等を利用する事で、子供の初期評価を実行しようとする可能性があります。これらの状況において子供の評価を追及しない場合、学区は子供を見つけ、識別し、評価する義務を侵害する事はありません。

#### 州の区の初期評価のための特別規則

子供が「州の子供」で保護者と共に居住していない場合、

以下の場合、子供が障害のある子供であるか否かを決定する為、学区が実施する初期評価に対する保護者による同意書は必要としません。

1. 保護者を見つけようと妥当な努力をしたにも関わらず、学区が子供の保護者を見つける事が出来なかった場合。
2. 州法により保護者の権利が抹消されている場合。または、
3. 審判官または子供の一般的なケアに対して責任のある公的機関が、教育上の決定権利と初期評価に対する同意を保護者ではない人物に委託している場合。

*IDEA* において使用される州の子供とは以下のような子供を意味します。

1. 審判官または子供の一般的なケアに対して責任のある公的機関により、子供に代わり里親が教育上の決定権利を与えられていない場合における里子。
2. 州法により「州の子供」と見なされる場合。
3. 州法により裁判所の保護にあると見なされる場合。または、
4. 公立児童福祉機関の管理下にある場合。

### **サービスに対する保護者の同意**

子供に対して初めて特別教育やそれに関するサービスを提供する前に、学区は保護者同意書を得なければならない。又、その同意書を得る為の努力を怠ってはなりません。

子供に対して初めて特別教育やそれに関するサービスを提供する際に求められる同意に応答しなかった場合、もしくは同意を拒否した場合、学区は同意なしに子供に与えられた、特別教育やそれに関するサービス（子供の *IEP* チームにより薦められた）を提供する為の合意を得る為、保障措置手続き（調停、公聴会の実施の要求、解決会議、公平な聴聞会等）を取る場合があります。

子供に対して初めて特別教育やそれに関するサービスを提供する際に求められる同意への応答を拒否した場合、もしくは同意する事への要求に応じない場合、あるいは学区は同意が必要である子供に対しての特別教育やそれに関するサービスを提供する事が出来ない場合において、学区は

1. 子供に対してそれらのサービスを提供できない事において、*FAPE* を利用可能にする為の要求事項に違反しているという事にはなりません。また、
2. 同意書が必要となる、子供に対する特別教育やそれに関するサービスを提供する為に *IEP* を発展させたり、*IEP* 会議を開くように要求される事はありません。

## 保護者の同意の取り消し

特別教育やそれに関するサービスを子供に対して提供する学区への同意を取り消す（取り戻す）ように書面で通知した場合、学区は

1. 子供に対して特別教育やそれに関するサービスを提供し続ける必要はありません
2. 書面による同意の取り消し受領に基づき、特別教育やそれに関するサービスを中止する旨を *IDEA* 規則の§300.503 により、事前の書面通知を提出しなければならない。
3. 子供に対して提供されなくなるサービスの合意を得る為に、保証措置手続き（調停、解決会議、公平な聴聞会手続き等）を取り消す；
4. 子供に対して更なる特別教育やそれに関するサービスを提供できない事において、*FAPE* を利用可能にする為の要求事項に違反しているという事にはならない。
5. 子供に対する特別教育規定やそれに関するサービスを提供する為に *IEP* を発展させたり、*IEP* 会議を開くように要求される事はない。
6. 同意の取り消しにより、子供の教育記録を抹消したり、あるいは特別教育やそれに関するサービスの受領記録を変更したりする事を要求されることはない。

## 再評価の為の保護者の同意

学区で以下の事を証明できない限りは、学区は子供の再評価をする前に同意書を得なければならない。

1. 子供の再評価に対する保護者の同意書を得る為にきちんと段階を踏んでいる場合。
2. 保護者が応答しない場合。

子供の再評価に対する同意への拒否を無効にする場合、学区は同意が必要である子供への再評価を行う為、調停、公聴会の実施の要求、解決会議、公平な聴聞会手続き等といった保証措置手続きを取る場合があります。初期評価と同様に、このように再評価を行うことの拒否を追求する場合でも、学区は *IDEA* の B 分類に基づく義務を侵害したことはありません。

## 保護者の同意を得る為の妥当な努力に関する書面化

保護者の同意の獲得や、初めての特別教育やそれに関連するサービスの提供、そして初期評価をする「州の保護者」の再審査及び選出などに妥当な努力をし続けたという記録は、学校で保持し続けなければなりません。書類には、それぞれのエリアで学区が為した、以下のような試みの記録を含まなければなりません。

1. 通話または電話呼び出しの詳細記録およびこれらの電話の結果。
2. 保護者もしくは受領者に送付した連絡文書の複製。また、
3. 保護者の自宅や仕事場へ訪問した際の詳細記録とその結果。

## その他同意要件

以下の場合、保護者の同意は要求されません。

1. 学区が子供の評価もしくは再評価の一部であるデータを確認している場合。また、
2. 学区が全ての子供に渡した他の評価やテストを子供にも渡している場合。（テストや評価の前、全ての子供の保護者からの同意は必要）

他のいかなるサービス、利益、活動を否定する為に、あなたまたは子供に1つのサービスや活動への同意の拒否を学区が使用する事はできません。

あなたの子供が私立学校に入学している場合（自費）や自宅でホームスクーリングをしている場合に、子供の初期評価や再評価に対する同意をしていない場合、もしくは同意への応答をしていない場合、学区はあらゆる手続き（調停、公聴会の実施の要求、解決会議、公平な聴聞会等）を利用しない。又、子供が公平なサ

ービス（障がいのある子供の為の保護者同席の私立学校において利用可能なサービス）を受領できる権利を学区が要求される事はありません。

## 独立した教育評価

### 34 CFR §300.502

#### 概要

あなたの学区における子供の評価に同意しない場合、以下に記載するような独立した教育評価 [*Independent Education Evaluation (IEE)*]を受ける権利を有します。

*IEE* を要求する場合、*IEE* をどこで得られるのか、*IEE* に応募する為の学区基準についての情報を学区は提供しなければなりません。

#### 定義

*IEE* とは、子供の教育に責任のある学区に雇用されていない認定審査官により評価が行われる事を意味します。

公費とは *IDEA* の B 分類の規定により、学区が評価に関する全額費用を支払うか、もしくは評価が無料で行われる事を意味します。*IDEA* の B 分類では州・地方・連邦のいかなる場所においても、法の B 部の要求を満たす為、適切な民間の支援を受けられる事になっています。

#### 公費で評価する親権

学区により行われる評価に同意しない場合、以下の条件において公費により子供の *IEE* を行う権利を有します。



1. 公費で子供の *IEE* を要求する文書を提出した場合、学区は要求を受領した日から 7 日以内に文面によって、以下の意図を含んだ返答しなければなりません。(a) 公費により *IEE* を提供すること。もしくは (b) 子供に対する評価が適正であったという事を証明する為、公聴会の実施を要求する申し立てを行います。
2. 学区が公聴会を要求し、且つ子供に対する学校の評価が正しかったという最終決断が為された場合においても、*IEE* への権利は有するが公費では行えません。
3. 子供に対する *IEE* を要求した場合、学区によって実施された評価になぜ不服なのか、学区が質問をしてくる可能性があります。しかし学区は説明を要求せずに、公費での子供に対する *IEE* の提供を迅速
  1. に行ってくれるかもしれないし、あるいは学区が行った子供への評価を支持する為、公聴会の実施の要求を行う可能性があります。
4. 提供された *IEE* が学区基準に満たない場合、学区は公聴会の実施の要求を申し立てる可能性があります。評価が学区基準を満たしていないという最終判断が公聴会でなされた場合、*IEE* への費用に対する公的な払戻しは行われな可能性が有ります。

学区の評価に同意せず、公費で使ってあなたの子供に *IEE* を使用できるのは 1 回のみです。

### 保護者による評価

公費で子供の *IEE* を行う場合もしくは私費により行った評価を学区と共有する場合：

1. *FAPE* の規定に関して行われた決定において、学区基準が *IEE* に対して満たされているかどうか、子供への評価結果について熟慮しなければならない。また、
2. 子供に関する公聴会の手続きの際、あなた又は学区は証拠として評価結果を提出しなければならない可能性があります。

### 行政法審判官による評価請求

行政法審判官[*Administrative Law Judge (ALJ)*]が公聴会手続きの一環として子供に対する *IEE* を要求する場合、評価に関する費用は公費で賄われなければなりません。

### 学区の基準

*IEE* が公費で行われる場合、評価が開始される際の（これらの基準が *IEE* に対するあなたの権利と一致する限り）評価場所や審査官の資格を含める評価基準は、学区が使用する基準と同じものでなければなりません。

以上で述べた場合を除いては、学区は公費で *IEE* を取得することに関する条件やスケジュールを課すことは出来ません。

---

## 情報の機密性

---

### 定義

#### 34 CFR §300.611

見出しの下で使用されるような **情報の機密性**:

- **破壊**とは物理的破壊もしくは情報からの個人識別子の削除を意味し、もはや情報で個人を特定できない状態。
- **教育記録**とは、34 CFR パート 99（1974 年の家族の教育権とプライバシー法[*Family Educational Rights and Privacy Act (FERPA)*]、20 U.S.C. [*United States Code - 米国コード*] 1232g を実施する規制) における「教育記録」の定義上に述べられている事項を意味します。FERPA においては「教育記録」を、生徒に直接関係する記録又は教育機関や機関の代理店により保持されている記録として定義されています。
- **参加機関**とは IDEA の B 分類下において得た情報、もしくは個人特定可能な情報を収集／保持／使用しているあらゆる学区、期間、組織を意味します。

### 個人特定可能な情報 情報

#### 34 CFR §300.32

個人特定可能とは以下の情報が含まれているものとなります：

- a. 子供の名前、保護者の名前、その他親族の名前
- b. 子供の住所
- c. 子供の社会保障番号や生徒番号のような個人識別情報。または、
- d. 個人的特徴が記載されたリストや確実的に子供を特定できるようなその他の情報。

### 保護者への通知

#### 34 CFR §300.612

ミシガン州教育委員会[*Michigan Department of Education (MDE)*] は、以下の情報を含める個人特定可能な情報の機密性に関してのポリシーや手続きを保護者に通知しなければなりません。

1. 州内における多くの人の母語である言語を使用し、通知は記載される事とします。
2. 個人特定可能な情報が保持されている子供の説明、求められる情報の種類、情報の収集に国が使用する方法（情報の収集元を含む）、および情報の用途。
3. 参加機関のポリシーや手続きの要約は、保管に関する事項、第三者への開示、保持、個人特定可能な情報の破棄に従わなければなりません。また、

4. FERPA における権利又は 34 CFR パート 99 における実施規則を含む、この情報に関する子供もしくは保護者の全ての権利についての記載。

主要な身元確認、所在地、または評価活動の前に（「子供の発見」としても知られている）、新聞紙や他のメディア（もしくはその両方）を通して通知されなければならない。特別教育やそれに関するサービスを必要としている子供を見つけ、特定し、そして評価する為の州全体の活動を保護者が知る事が出来るようにするためです。

## アクセス権

### 34 CFR §300.613

IDEA の B 分類下の参加機関によって収集／保持／使用された子供に関する教育記録は、参加機関から保護者に対して提供されなければなりません。IEP に関するいかなる会議が行われる前、もしくは公平な公聴会（解決会議又はしつけに関する公聴会も含む）が実施される前に、参加機関は保護者からの子供に対する教育記録への提出要求に不必要な遅延無しに対応しなければならない。また要求後は 45 日以内に要望に応じる必要があります。

教育記録を検査・確認する権利には、以下も含まれます。

1. 記録の説明と解釈に関する合理的な要求への参加機関からの返答に対する権利。
2. 教育記録の複製を受領しない限り、記録に対する検査・確認が十分に行えない際の参加機関に記録の複製を要求する権利。
3. 担当者に記録の調査と確認を依頼する権利。

後見人、離婚等による問題があり、適応される州法下により権利が認められていない限り、参加機関は、子供に対する記録の検査・確認を実行する権利をあなたが有しているとみなします。

## アクセス記録

### 34 CFR §300.614

各参加機関は、IDEA の B 分類下において収集／保持／使用された教育記録へのアクセス権を得た人物の記録を保管しなければならない（保護者もしくは参加機関の承認された従業員によるアクセスを除く）。人物の名前、アクセス権を得た日付、なぜ記録を使用する承認を得たのかという目的を記録には含まなければなりません。

## 複数の子供に関する記録

### 34 CFR §300.615

複数の子供に関する記録が教育記録に含まれている場合、それぞれの保護者は自分の子供に関する情報のみ検証・確認する事が可能、もしくはその特定の情報についての報告を受けるものとします。

## 情報の場所とリストの種類

### 34 CFR §300.616

要求された場合、各参加機関は教育記録が機関によって収集／保持／使用された情報の種類と場所のリストを提出しなければなりません。

## 費用

### 34 CFR §300.617

これらの記録を検証・確認する為の権利を料金が発生する事により妨げられないのであれば、各参加機関はIDEAのB分類下により記録の複製に対して料金を課す場合があります。

IDEAのB分類により、参加機関は情報の検索や取得に関しては料金を課さない場合があります。

## 保護者の要請による記録の修正

### 34 CFR §300.618

IDEAのB分類下によって収集／保持／使用された子供の教育記録に関する情報が正しくない、不明瞭、もしくは子供のプライバシーやその他の権利を侵害していると考えられる場合、その情報を保有している参加機関に対して情報の変更を要求する事が可能です。

要求を受領してから調査に必要な時間が経過した後、参加機関が情報の変更を行うべきか否かを判断しなければなりません。

要求に対し参加機関が情報変更を拒否した場合、「公聴会の機会」の見出しに記載されているような権利を行使する事ができます。

## 公聴会の機会

### 34 CFR §300.619

子供に対する教育記録が正しくない、不明瞭、もしくは子供のプライバシーやその他の権利を侵害していると考えられている場合、要求によって参加機関は情報に挑戦する公聴会の機会を保護者に与えなければなりません。

## 聴聞会手続き

### 34 CFR §300.621

FERPA の公聴会のような手続きにより、教育記録に関する情報に挑戦する公聴会は実施されなければなりません。

## 公聴会の結果

### 34 CFR §300.620

公聴会の結果、情報が正しくない、不明瞭、もしくは子供のプライバシーやその他の権利を侵害しているという判断が参加機関により為された場合、保護者に書面での通知をした上で、内容を変更しなければなりません。

公聴会の結果、情報が正しい、明瞭、もしくは子供のプライバシーやその他の権利を侵害していないという判断が参加機関により為された場合、子供に関する書面情報はそのまま保管されるか、参加機関の決定に同意しない場合はその他の理由を提供されるものとします。

子供の記録には以下のような説明が記載されるものとします。

1. 記録もしくは不明瞭な箇所が参加機関によって保持されていない限り、子供の記録の一部として参加機関によって説明に関しても保持されるものとします。
2. 参加機関が子供の記録もしくは論争のある部分を第三者に開示する場合、説明部分に関しても同じく開示されるものとします。

## 適切な個人特定可能な情報の開示

### 34 CFR §300.622

個人特定可能な情報の含まれた教育記録の開示（保護者の同意なし）を FERPA により承認されていない限り、参加機関の役員以外の第三者に個人特定可能な情報が開示される場合は、その前に保護者の同意を得なければなりません。以下に記載されている場合を除いて、IDEA の B 分類の要求事項を満たす目的での参加機関の役員に向けて個人特定可能な情報が提供される場合は保護者の同意は必要されないものとします。

個人特定可能な情報が、移行サービスを提供または支払っている参加機関の役員に公開される前に、保護者もしくは子供が州法に定める成人年齢に達している場合は、その子供の同意を得なければなりません。

子供が居住区域外の私立学校に通っている、もしくは通う予定がある場合、その私立学校のある学区の役員と居住区域学区の役員の間で子供に対する個人特定可能な情報が共有される前に、保護者の同意を得なければなりません。

## 保障措置

### 34 CFR §300.623

各参加機関は、個人特定可能な情報を収集／保管／開示／破棄する段階において、その情報の機密性を保護しなければなりません。

各参加機関の1名の役員が、個人特定可能な情報の機密性を保証する責任を負う必要があります。

個人特定可能な情報を収集もしくは使用する全ての人間は、*IDEA*のB分類又は*FERPA*の機密事項に関するミシガン州のポリシーと手続きに関する講習又は訓練を受けなければならない。

各参加機関は公的検査の理由により、個人特定可能な情報にアクセスし得る機関の従業員の役職と名前を保持する必要があります。

## 情報の破棄

### 34 CFR §300.624

*IDEA*のB分類において収集／保管／使用された個人特定可能な情報が対象の子供への教育サービスに必要ななくなった場合、学区はその旨を保護者に伝える必要があります。

保護者の要求により、その情報は破棄されなければなりません。しかしながら、子供の名前／住所／電話番号／学年／クラス出席記録／クラス出席／学年レベルの完了／年次完了等の永続的記録は、期間制限なしに保管され得るものとします。

## 生徒の権利

### 34 CFR §300.625

*FERPA*の規則により、教育記録に関する保護者の有する権利は生徒が18歳になった際、生徒へ移行されるものとします。

*IDEA*のB分類における保護者の権利も同様に、生徒が18歳になった際、生徒へ移行されるものとします。しかしながら、参加機関は*IDEA*のB分類で要求されているいかなる通知に関しては、生徒と保護者の両者に提供する必要があります。

---

## 調停

---

### 調停

#### 34 CFR §300.506

##### 概要

IDEA の B 分類又は C 分類に関するいかなる問題（州の苦情または公聴会の実施の要求前に発生した事項を含む）への意見の相違を解決する為、MDE は学区と保護者が利用可能な調停の手続きを規定しました。その為、見出しの下に記載されているように、適正手続による審問を要請するために公聴会の実施の要求を申し立てたかどうかに関わらず、IDEA の B 分類又は C 分類における論争を解決すべく調停は利用可能です。**適正手続による苦情の提出**

##### 必要条件

調停までの過程手続きに関して、以下を保証します。

1. 調停は保護者側と学区側による任意となります。
2. IDEA の B 分類又は C 分類における保護者の公聴会手続きに対する権利又はその他の権利を否定したり遅らせるものとして、調停が使用されることはありません。
3. 効果的な調停テクニックを使用する為に教育された、公平且つ認定の受けた調停者により、調停は行われる事とします。

仲裁を使用しないことを学区や保護者が選択した場合、都合の良い場所と時間において、利害関係外の第三者の同席において学区は他の手続きを実行するかもしれない。利害関係外の機関とは、

1. 適切な代替論争解決機関、または州における保護者教育情報センターや保護者リソース コミュニティーセンターと契約している人物。または、
2. 調停における利点を説明し、その使用をあなたに勧められるような人物。

MDE は、特別教育とそれに関するサービスの規定に関する法と規則を知っている、認定された調停人のリストを保管しなければなりません。MDE はランダム／順番／もしくは他の公平な基準によって調停人を選出しなければなりません。

会議の費用も含め、州が調停過程に関する費用を支払わなければなりません。これらのサービスは [特別教育調停サービス \[Special Education Mediation Services\]](http://MiKids1st.org) によって提供される (<http://MiKids1st.org>)。

調停の過程に際する各会議は、適時に組まれなければならない、会議の場所は保護者と学区の両者に便利な場所でなければなりません。

調停過程を通して保護者と学区間の論争が解決した場合、両当事者は、決議を定める法的拘束力のある契約を締結しなければなりません。また、

1. 調停過程において発生したすべての議論について、機密性を守り又はいかなる他の公聴会や民事訴訟における証拠として使用しない旨を述べなければなりません。また、
2. 学区における権限のある代表者と保護者の両者によって署名されなければなりません。

署名済みの書面での調停同意書は、いかなる州の管轄裁判所（この種類の問題を解決する為の州法により、権限が認められている裁判所）もしくはアメリカ合衆国の地方裁判所において強制力のあるものとします。

調停の過程内で起こった議論については、それらの機密性を守らなければなりません。これらは、*IDEA* のパート B またはパート C の下で援助を受けている州の連邦裁判所または州裁判所の今後の適正手続による審問、調停過程または民事訴訟において証拠として使用することはできません。

### 調停人の公平性

調停人：

1. 調停人は *MDE* の従業員もしくは対象の子供の教育やケアに関わっている学区の人間であってはなりません。
2. 調停人は、自身の客観性と矛盾するような個人的または職業上の興味を持ってはいけません。

もしくは調停人として機関もしくは学区から給与を支払われている為、調停人として認定されている人物は学区又は州機関の従業員であってはなりません。



---

## 州の苦情手続き

---

### 公聴会苦情手続きと州の苦情手続きとの違い

IDEA の B 分類の規則において、州の苦情手続きと公聴会の実施の要求は別記されています。以下で説明されているように、いかなる個人や組織は、学区、MDE、もしくは他の公的機関によって要求されている分類 B もしくは C に対する違反であるとの主張を州の苦情として提出する必要があります。障害のある子どもの教育上のプレースメント、評価、識別、もしくは FAPE の子供に対する規定を開始／変更する、提案／拒否に関する公聴会の実施の要求を行う事が出来るのは、保護者もしくは学区のみです。MDE のスタッフは、期間が正式に延長されない限りは、通常州の苦情に対して 60 日間以内に解決するのだが、ALJ は公聴会の実施の要求を聞かなければならず（解決会議や調停を通して解決されない場合）、解決期間が終了した後、保護者もしくは学区の要求により、ALJ が期間を特別に延長しない限りは、この書類の見出し **解決プロセス** 以下に記載されているように、45 日間以内に書面での決定を行わなければなりません。州の苦情、公聴会の実施の要求、解決、聴聞会手続きについての詳細は、以下に記載します。

### 州の苦情手続きの採用

#### 34 CFR §300.151

##### 概要

MDE は以下の目的の為、書面での手続きを行わなければならない。（特別教育に関する管理ルールを参照：ルール 340.1701a, 340.1851-1853）

1. 他の州の個人もしくは組織により提出された苦情を含む、州の苦情を解決する為。
2. 苦情の申し立て。
3. 保護者教育情報センター、保護・養護機関、独立生活センター、その他適切な機関を含む、保護者又はその他関心を持つ個人に、州の苦情手順きを広める為。

##### 適切なサービスを拒否するための対策

州の苦情を解決するにあたり、MDE が適切なサービスを提供できなかつたと判明した場合、MDE は以下の事項を確認しなければなりません。

1. 子供のニーズを理解する為の適切な是正処置を含む、適切なサービスを提供できなかった失敗。
2. 全ての障がいを持つ子供に対する、将来の適切なサービスの規定。

## 最小の州の苦情手続き

### 34 CFR §300.152

#### 時間制限、最低手続き

特別教育室[Office of Special Education (OSE)]を通して MDE は、以下のような苦情が提出された後、州の苦情手続きを行うにあたり、60 日間以内の制限を設ける事とします。

1. MDE によって調査が必要だとされた場合、独立した現地調査を実施するものとします。
2. 苦情の主張について、書面もしくは口頭によって、追加情報を提出する機会を与えるものとします。
3. 苦情に応答する機会を学区もしくは他の公的機関に与えるものとします。最低以下の事項を含みます。(a) 機関の選択として、苦情を解決する為に提案 (b) 苦情を提出した保護者と任意の調停を行う事に同意する機関による機会、
4. 学区またはその他公的機関が IDEA の分類 B の要件に違反しているかどうかについて、すべての関連情報を確認し、独立した決断を行う。
5. 苦情におけるそれぞれの主張が論じられている不満事項について、書面において決定事項を述べ、以下の事項を含めることとします。(a) 事実と結論の発見 (b) MDE の最終決断の理由

#### 期間延長、最終決断、実現

以上に記載された MDE の手続きには、以下も含める事とします。

1. 60 日間の期間を以下の場合に限り、延長します。(a) 特定の州の苦情に関して特定の事情がある場合 (b) 調停を通して問題を解決する為に、期間延長に対して保護者と学区／他の公的機関が任意に同意した場合。
2. MDE の最終決断をするに際し、必要であれば以下の手続きを含むものとします。(a) 技術支援活動 (b) 交渉 (c) コンプライアンスに達成する為の是正処置

#### 州の苦情と公聴会手続き

以下の見出し**公聴会の実施の要求**に記載されているように、公聴会手続きも課題であると書面における州の苦情に書かれている場合、もしくは州の苦情に書かれている複数の課題の1つ以上に公聴会というような事項が含まれている場合、州の苦情を脇に置いておく、もしくは公聴会が終了した後で州の苦情に関する事項は

論じる事とします。公聴会手続きを必要としない州の苦情での問題については、前項で述べられた手続きを期間内に行い解決しなければなりません。

同じ当事者（保護者と学区）が関与する公聴会手続きが、既に州の苦情における問題で決定されている場合は、公聴会手続きの決断は問題において拘束力のあるものでなければならず、MDE は決定に拘束力があることを申立人に通知しなければなりません。

学区を主張する苦情もしくは他の公的機関が適切な公聴会の決定を実施しなかった場合は、MDE によって解決されなければなりません。

## 申し立ての申請

### 34 CFR §300.153

組織または個人は署名された申請を上記の手続きを踏んで行うことができます。

申請は以下を含んでいる必要があります：

1. 学区またはその他公的機関が犯した違反についての書面：
  - a. 現在の特別教育における行政規則の規定、
  - b. 1976 年 PA [Public Act - 公法] 451、MCL [Michigan Compiled Laws - ミシガン州編纂法] 380.1 項以下は特別教育プログラムとサービスに関連していることから、
  - c. 2004 年障害教育法 20 U.S.C. 33 章§1400 項以降と法令発行規約 34 C.F.R. パート 300 および 34 C.F.R. パート 303 にともなう個人、違反に伴う供述をもととした書面；
  - d. 中等教育機関地区計画、
  - e. 個別教育プログラムチーム報告、事務所決定事項公聴会、または特別教育プログラムまたはサービスに関する判決、または
  - f. IDEA のもとでの連邦資金への申請。
2. 苦情への署名と契約情報、そして
3. 特定の子供への申し立て申請が以下の場合：
  - a. 子供の名前と子供の居住地の住所
  - b. 子供が通っている学校の名前
  - c. ホームレスの子供または青年の場合には、連絡がつく子供の連絡先と通っている学校の名前
  - d. 問題に関連する事実を含む子供の抱えている問題の詳細、そして
  - e. 申し立て申請時に機関に知られている、及び可能な提案されたわかる範囲での問題解決策案。

申し立ては、MDE または中等教育機関学区[Intermediate School District (ISD)]が一年以内に受け取ったものに限りです。

申し立てを申請する当事者は、OSEへ申し立てをする際に、子供が通う学区またはその他公的機関へ申請の複写を提出する必要があります。

MDEは申し立ての際に役立つモデルフォームを開発しました。モデルフォームは[OSEウェブサイト](http://www.michigan.gov/specialeducation)でご覧いただけます ([www.michigan.gov/specialeducation](http://www.michigan.gov/specialeducation))。このモデルフォームを使う必要はありません。しかし、申し立ての申請には含まなければならない情報があります (1から4をご覧ください)。

---

## 公聴会の実施の要求申請手続き

---

### 公聴会の実施の要求申し立て申請

#### 34 CFR §300.507

##### 概要

あなたまたは学区は、身元確認、評価または子供の教育的プレースメント、子供への *FAPE* の規定の開始または変更の提案または拒否に関連した公聴会の実施の要求を申請することができます。

公聴会の実施の要求申請は、2年以内に発生した違反または、デュープロセスの根拠となる申し立て対象の行動をあなたもしくは学区が知ったまたは知っていた違反を申し立てる必要があります。

上記のタイムラインは、あなたがタイムライン内で公聴会の実施の要求を申請しない場合に、適用されません。なぜなら：

1. 学区が申し立てにおいて指摘された問題が解決したと誤り伝えたため、または、
2. *IDEA* の B 部または C 部のもとで、学区があなたに提供する必要があるにもかかわらず、あなたに情報を与えなかったため。

##### 保護者への情報

学区はあなたに無料または低価格の法律に関する及びあなたが要求した場合、またはあなたか学区が公聴会の実施の要求を申請した場合にその情報分野の利用可能その他関連サービスを知らせる必要があります。

### 公聴会の実施の要求

#### 34 CFR §300.508

##### 概要

公聴会を要求するには、あなたまたは学区（もしくは弁護士、学区の弁護士）は *MDE* へ公聴会の実施の要求を申請し、機関へ複写を提供する必要があります。申し立ては以下に挙げられる全事項を含み、機密に保管される必要があります。

## 申請内容

公聴会の実施の要求の申し立てには以下が含まれてる必要があります：

1. 子供の氏名
2. 子供の居住住所
3. 子供の学校名
4. 子供または青年がホームレスの場合には、子供の連絡先情報と子供の通う学校名
5. 問題に関連する事実を含む提案または拒否された行動に関連した子供の問題の本質の説明、そして、
6. 知られている限りであなたと学区両方で実現可能な提案された問題の解決法。

### 公聴会の実施の要求についての公聴会の前に通知が求められます。

あなたまたは学区は、上記に挙げられた情報を含む公聴会の実施の要求申請をあなたないし学区（またはあなたの弁護士、学区の弁護士）が適切にするまで、デュープロセスにおける公聴会を設けられないことがあります。公聴会の実施の要求の申請は MDE とその他機関に受領されて、申請が完了します。

### 苦情の充足

公聴会の実施の要求の申請を進めるには、十分であると判断される必要があります。公聴会の実施の要求（あなたまたは学区）を受領した当事者が、ALJ と機関に書面において受領したデュープロセス申請が上記要件を満たないと通知しない限り、要求を受領してから 15 日間以内に、デュープロセス申請が十分である（上記内容要件を充した）と判断されます。

通知受領 5 暦日以内に受け取った機関（あなたまたは学区）が公聴会の実施の要求の申請が不十分であると判断した場合、ALJ は上記要件をデュープロセスが満たすかどうか判断する必要があります。即座にあなたと学区へ書面において通知をしなければなりません。

### 申請の修正

あなたもしくは学区は以下の場合においてのみ申請を修正することができます：

1. 他方の機関が書面において変更を承認し、以下に説明される解決会議を通して公聴会の実施の要求の申請を解決する機会を設けられている、または
2. ALJ が変更許可を承諾し、デュープロセス公聴会が開始される 5 日前以内です。

申し立てをする機関（あなたまたは学区）が公聴会の実施の要求の申請に変更する場合、解決会議（申請受領後 15 暦日以内）のタイムラインと解決の時限（申請受領後 30 日以内）は修正申請が提出された日から、再度開始します。

## 学区の公聴会の実施の要求への応答

学区が事前の書面通知をあなたに送付していない場合、**事前の書面通知**で説明されているように、公聴会の実施の要求の申請に含まれる事項に関して学区は公聴会の実施の要求の申請受領から 10 暦日以内に以下を含む応答を送らなければなりません：

1. 公聴会の実施の要求で上がった行動へ学区が提案や拒否した理由の説明、
2. あなたの子供の IEP チームが考慮したオプションのその他詳細と、それらが拒否された理由、
3. 学区が提案または拒否された行動の基準として使用した各評価手順、評価、記録または報告の詳細。そして、
4. 学区の提案または拒否された行動に関連するその他要因詳細。

上記 1-4 の情報を提供しても、学区があなたの公聴会の実施の要求の申請が不十分であると判定することを妨げられません。

## その他の機関は公聴会の実施の要求の申請へ応答します

直前のサブヘッド**学区の公聴会の実施の要求の申請への応答**を除き、公聴会の実施の要求を受領した機関は申請受領から 10 暦日以内に他方の当事者へ申請で取り上げられた事項へ応答を置きます。

## モデルフォーム

### 34 CFR §300.509

MDE は公聴会の実施の要求の申請を容易にするモデルフォームを開発しました。MDE モデルフォームを使用することは義務ではありません。しかし、公聴会の実施の要求の申請には要求された情報を申請において含む必要があります。モデルフォームは [OSE ウェブサイト](http://www.michigan.gov/specialeducation) でご覧いただけます ([www.michigan.gov/specialeducation](http://www.michigan.gov/specialeducation))。

(注意：モデルフォームの使用は、その他の機関が申請の十分性に意義を申し立てた場合、ALJ が申請を十分だと判断することを保証しません。)

## 公聴会の実施の要求の申請と公聴会がペンディングしている場合の子供のプレースメント

### 34 CFR §300.518

以下の見出し**障害を持った子供のしつけ**にあるものを除き、公聴会の実施の要求が MDE へ申請され、他方の機関により受領されたら、あなたと州、学区が同意しない限り解決処理期間そして、公平な公聴会または法廷処理を待つ間、あなたの子供は現在の教育的プレースメントにいななければなりません。

公聴会の実施の要求申し立てに公立学校への初期受け入れを含む場合、あなたの子供はあなたの同意のもと、全プロセスが完了するまで一般の公立学校プログラムにいれられる必要があります。

公聴会の実施の要求申し立てが *IDEA* の C 部分から B 部分へ転換している子供、そして、3 歳になり部分 C に当てはまらない子供へ *IDEA* の B 部分に基づくサービスを第一に希望する場合、学区は子供へ部分 C のサービスを提供する必要はありません。子供が *IDEA* の B 部分に当てはまり、あなたが子供が特別教育とその他関連サービスをまず受けることに同意する場合、その場合には手続きの結果ペンディング、学区は特別教育と関連サービスを異議なく提供する必要があります（あなたと学区の双方がどういするもの）。

## 解決手順

### 34 CFR §300.510

#### 解決会議

学区はあなたと関連メンバーまたはあなたの公聴会の実施の要求の申請での事情をよく知る *IEP* チームのメンバーを集めて、解決会議を実施する必要があります。解決会議は公聴会の実施の要求が *MDE* へ提出、学区に受領されてから 15 暦日以内に召集されなければなりません。デュープロセス公聴会は解決会議が実施されるまで行われることはできません。ミーティングは、

1. 学区の代表として意思決定のできる学区の代表を含まなければなりません。そして
2. あなたが弁護士に同席されない限り、学区の弁護士を含むことはできません。

あなたと学区がミーティングに出席する *IEP* チームの関連メンバーを決定します。

ミーティングの目的は、あなたが公聴会の実施の要求、申請の根拠となる事実について話し合い、学区が問題を解決できる機会を設けることです。

解決会議は以下の場合に、要求されません：

1. あなたと学区が会議の放棄を書面において同意した場合、または
2. 干渉で説明されることに基づき、あなたと学区が干渉手続きを使用することに同意した場合。

#### 決定期間

学区が公聴会の実施の要求を受領後 30 暦日以内（解決手続きの期間内）にあなたの満足するように解決しなかった場合、デュープロセスの公聴会を実施する可能性があります。



最終決定の 45 暦日タイムラインは、以下で説明される通り、30 暦日に調整が入れられた特定の場合を除き、30 暦日の決定期限が切れた日に始まります。

あなたと学区の双方が解決手順の放棄に同意した場合、または干渉を使用することに同意した場合を除き、あなたが解決会議を欠席するとあなたが次にミーティングに出席するまで解決手順とデュープロセス公聴会に遅れが生じます。

妥当な努力とそのような努力の記録後に、学区が解決会議であなたに出席してもらえないと学区は解決期間の 30 暦日最終日にあなたの公聴会の実施の要求を破棄するように ALJ に要求することができます。そのような努力の記録には、場所や時間における双方の合意を元に調整しようとする学区の試み、例えば、

1. 通話または電話呼び出しの詳細記録およびこれらの電話の結果。
2. あなたに送られた文通と受け取ったいかなる応答の複写。そして、
3. 自宅や職場への訪問の記録詳細とその訪問の結果。

学区が解決会議をあなたの公聴会の実施の要求の申請の事前通知を受領してから 15 暦日以内に開催できなかった、または解決ミーティングに参加できなかった場合、あなたは ALJ へ 45 暦日のデュープロセス公聴会タイムライン開始を要求することができます。

### **30 暦日解決期間の調整**

あなたと学区が書面において解決会議を破棄することに同意した場合、45 暦日のデュープロセス公聴会タイムラインは翌日から開始します。

干渉や解決会議の開始後、そして 30 暦日の解決期間終了前にあなたと学区が書面において合意できない場合、45 暦日のデュープロセス公聴会のタイムラインは翌日に開始します。

あなたと学区が干渉プロセスを使用することに合意した場合、30 暦日の解決期間の終了時に、当事者らは合意がなされるまで継続することを書面において同意することができます。しかし、あなたまたは学区のどちらかが干渉プロセスから退いた場合、45 暦日のデュープロセスタイムライン公聴会は翌日に開始されます。

### **書面における和解契約**

紛争の解決が解決会議においてなされた場合、あなたと学区は次のような法的拘束力のある契約を結ぶ必要があります：

1. あなたと学区を結束する権力のある学区の代表者によって署名されたもの、そして
2. 強制力のあるいかなる州裁判所の管轄区域（この種の事例を取り扱う州裁判所）または米合衆国の地方裁判所において実施できるもの。

**契約レビュー期間**

あなたと学区が解決会議の結果として合意を結んだ場合、いずれかの機関（あなたまたは学区）は、あなたと学区が署名した契約を3営業日以内に破棄することができます。

---

## 公聴会の実施の要求に対する公聴会

---

### 公平な聴聞会

#### 34 CFR §300.511

##### 概要

公聴会の実施の要求の申請がなされた時はいつでも、紛争に巻き込まれているあなたまたは学区がデュープロセス申請と解決プロセス セクションで述べられる手順に沿って公平な公聴会の場を設けなければなりません。

##### 公平行政法審判官

少なくとも ALJ は、

1. MDE またはその子供の教育、チャイルドケアに関連する学区の従業員であってはなりません。しかし、その人が ALJ として奉仕し、団体から支払われているため専属の従業員ではありません
2. 公聴会において ALJ と対立するの個人ないしプロフェッショナルな利益があるべきではありません
3. IDEA と IDEA に関連する連邦と州規制の規定、そして連邦と州法廷での IDEA の解釈への知識と理解がなければならない、そして、
4. 公聴会を実施し、決断を下し、適切で標準的な法律実務への一貫した知識と能力がなければならない。

ALJ は、弁護士や州立公聴会規制運営事務所 [State Office of Administrative Hearings and Rules (SOAHR)] の従業員など州で分類される公務員です。MDE は (SOAHR を通して) ALJ として奉仕する人の資格申し立て書面を含むリストを保持しています。

##### デュープロセス公聴会事項

デュープロセス公聴会を要求した機関（あなたもしくは学区）は、デュープロセス公聴会では他方機関が同意しない限り、公聴会の実施の要求で取り上げられなかった問題を提起することができません。

##### 公聴会要求のタイムライン

あなたもしくは学区は公聴会の実施の要求の申請をあなたまたは学区が知った、もしくは知っている申請で取り上げられた問題を 2 年以内にデュープロセスで申請しなければなりません。

## タイムラインでの例外

上記タイムラインは、あなたが公聴会の実施の要求を申し立てることができなければ、あなたには当てはまりません。なぜなら、

1. 学区がすでに問題が解決されているまたはあなたが申請において問題提起したものに問題があると謝って伝えたため、または、
2. 学区が *IDEA* の B 部分または C 部分のもとであなたへ伝えるべき情報を隠していたため。

## 公聴会の権利

### 34 CFR §300.512

#### 概要

デュープロセス公聴会（訓練上の手続きに関連するものをを含む）のいかなる機関は以下の権利を有します。

1. 弁護士及びまたは子供の障害問題に関して特別な知識やトレーニングを受けた人に同伴され、通告される。
2. 証拠を示し、証人の出席を対峙、反対尋問の実施そして教養する。
3. 公聴会の最低 5 営業日前に機関へ開示されていない証拠を公聴会の場において持ち出すことの禁止。
4. 書面における、もしくはあなたが望めば電子上での公聴会の逐語的な記録を得る。
5. 書面における、もしくはあなたが望めば電子上での事実と決定の事実認定を得ます。

#### 情報の追加開示

デュープロセス公聴会の最低 5 営業日前に、あなたと学区は双方が公聴会において使うことを意図するその期日までに完成された評価と評価に基づく推薦を開示しなければなりません。

ALJ は、公聴会でこの要求に従わないいかなる機関を他方の機関の同意なく評価または推薦の関連事項の持ち出しから妨げることができます。

## 公聴会での保護者の権利

あなたは以下の権利を有します：

1. 子供を参列させること
2. 公聴会を公にすること。そして、
3. 公聴会、事実と決定の事実認定を無償で手元に置くこと。

## 公聴会の決定

### 34 CFR §300.513

#### 行政法判決の決定

子供が *FAPE* を受け取るかどうかの *ALJ* の決定は、実質的な理由に基づき下されます。

手続き上の違反の申し立てにおいては、*ALJ* は手続き上の不備があった場合にのみ子供が *FAPE* を受けられないと決断を下す可能性があります。

1. *FAPE* への子供の権利の危機
2. 子供への *FAPE* 規定に関する意思決定プロセスへのあなたの参加機会が危機に瀕している、または、
3. 教育的利益の剥奪

#### 構造条項

上記のいかなる条項も *ALJ* が学区へ *IDEA* の B 部分（34 *CFR* §§300.500 から 300.536 まで）に基づき連邦規則の保障措置手続き上の保護部分での要求に従うよう命じることから妨げられるように規定を解釈されることはできません。

#### デュープロセス公聴会への個別要求

*IDEA* の B 部分（34 *CFR* §§300.500 から 300.536 まで）に基づく連邦規則の保障措置手続き上の保護部分のいかなる条項もすでに提出された公聴会の実施の要求とは異なる個別のデュープロセス申請の提出をあなたから妨げるように解釈されることはできません。

#### 諮問委員会と一般大衆への所見および決定

いかなる個人特定可能な情報の削除後に、*MDE* は

1. デュープロセス公聴会での所見および決定を州の特別教育諮問委員会へ提出しなければならない。そして、
2. これらの所見および決定を公にしなければならない。

---

## 上訴

---

### 最終決定、講義、公平なレビュー

#### 34 CFR §300.514

##### 公聴会の最終決定

公聴会に含まれるいかなる機関（あなたもしくは学区）が以下で説明されるような民事訴訟によって決断を講義することができることをのぞき、デュープロセス公聴会（訓練手続きに関連する公聴会を含み）で下された決定事項は最終的なものです。

##### タイムラインと公聴会の利便性

#### 34 CFR §300.515

MDE は、解決会議の 30 暦日期間の終了後、45 暦日以内、または以下のサブヘッド**解決期間 30 暦日の調整**で説明される調整期間の終了後 45 暦日以内に以下のことを確実にしなければなりません。

1. 公聴会での最終決定を行う。そして、
2. 決定の複写を各当事者へ郵送すること。

ALJ は上で説明されるいかなる機関の要求によって、45 暦日の期間の特別超過を認めることができます。

各公聴会は、あなたと子供に合理的に都合の良い日時、場所で開催されなければなりません。

##### 訴訟申請の時間制限を含む民事訴訟

#### 34 CFR §300.516

##### 概要

デュープロセス公聴会（訓練手続きに関連する公聴会を含む）における所見および決定事項に合意しないいかなる機関（あなたまたは学区）は、デュープロセス公聴会で議題となったものに対して民事訴訟を起こす権利を有します。訴訟は紛争の程度に関係なく州裁判所の管轄区域（この種の事例を取り扱う権限のある州裁判所）または、米合衆国の地方裁判所において提起されます。

## 時間制限

訴訟提起する機関（あなたもしくは学区）は、ALJの民事訴訟提起決定日から90暦日を有するものとします。

## 追加手続き

いかなる民事訴訟において、法廷は、

1. 行政手続きの記録を受領し、
2. あなたまたは学区の要求における追加証拠を聞く。そして、
3. 証拠の優位性の決定を行い、法廷が適切だと判断する救済を付与します。

## 地方裁判所の司法権

米合衆国の地方裁判所は、紛争の程度に関わらずIDEAのB部分を基に提起された訴訟を裁定する権限を有します。

## ルールの解釈

IDEAのB部分のもとで利用可能な救済を求める民事訴訟の提起の前を除いて、IDEAのB部分は米合衆国憲法、1990年障害を持つアメリカ人法、1973年リハビリテーション法タイトルV（504条）または障害を障害を持つ子供を保護するその他連邦法のもとで可能な権利、手続き、救済を制限しません。機関がIDEAのB部分の基で訴訟を提起した場合、上で説明されるデュープロセス手続きは要求されている程に使いこなされなければなりません。これは、IDEAのもとで利用できる救済と重複するものをその他の法のもとで得ることができるということです。しかし、一般的に、そのような法のもとで救済を得るには、IDEA（すなわち、公聴会の実施の要求、解決会議、公平な聴聞会手続き）のもとで利用可能な行政的救済を法廷へ直接行く前に、まず使用しなければなりません。

## 弁護士費用

### 34 CFR §300.517

#### 概要

いかなる訴訟または手続きがIDEAのB部分のもとで提起される場合、あなたが優位に立てば、法廷は独自の裁量で合理的な弁護士の費用をあなたに付与することができます。

IDEAのB部分のもとで提起されるいかなる訴訟または訴訟手続きにおいて、弁護士が以下の場合に法廷の独自の裁量で合理的な弁護士の費用を州の教育委期間または学区の費用としてあなたの弁護士によって支払われることができます。(a) 法廷が取るに足らない、非合理または根拠のない申請または裁判事件を提起した場合、または(b) 訴訟が明らかに取るに足らない、非合理または根拠のないものになったにもかかわらず訴訟を続けた場合、または

IDEA の B 部分の基で提起されたいかなる訴訟または手続きにおいて、あなたのデュープロセス公聴会またはその後の裁判事件への要求がいやがらせや不必要な遅延の発生、または訴訟や手続きの費用を不必要に増加させるなど不適當な目的であった場合、法廷の独自の裁量で州の教育機関または学区の費用として合理的な弁護士の費用はあなたまたはあなたの弁護士によって支払われることができます。

## 費用の付与

法廷が付与する合理的な弁護士の費用は以下の通りです：

1. 費用は子供とそれに関連したサービスの訴訟または公聴会が発生したコミュニティ内で一般的なレートをもとに算出されなければなりません。付与される費用の計算にボーナスや乗数が使用されてはいけません。
2. いかなる訴訟や IDEA の B 部分のもとであなたへの書面におけるオファー後にあったサービス手続き費用と関連費用は払い戻されることができません。
  - a. デュープロセス公聴会の場合には、民事訴訟法の連邦ルールのルール 68 で説明されるように手続き開始の 10 暦日以降にオファーされた場合。
  - b. オファーが 10 暦日以内に受領されない場合。そして
  - c. 法廷または ALJ によってあなたが獲得した救済が解決のオファーよりも有益でないと判断した場合。これらの制限があるにも関わらず、弁護士の費用とその他関連費用はあなたの和解オファーの拒否が妥当だと判断された場合にのみ、詞払われます。
3. 行政手続きまたは裁判手続きの結果としてミーティングが開催されない限り、IEP チームとのミーティングに関連した費用は支払われません。
4. 費用もまた以下干渉で説明されるように干渉には支払われません。
5. **解決会議** で説明されるように解決ミーティングは、行政的公聴会または法的手続きの結果として開催されるものとは考慮されず、弁護士の費用規定の目的による行政的公聴会または法的手続きもまたそのように考慮されません。



裁判所は、次のことが判明した場合、必要に応じて、*IDEA* のパート B に基づいて認められる弁護士の費用を減額します。

1. あなたまたはあなたの弁護士が、訴訟または手続きの過程で、論議の最終的な解決を不当に遅らせた場合
2. 裁定額の支給を承認された弁護士の費用が、不合理的に同様のスキル、評判、および経験の弁護士による同様のサービスに相当する地域社会で一般的な時給を超える場合
3. 訴訟または訴訟手続の性質を考慮すると、費やされた時間および提供された法務サービスが過度であった場合、または
4. あなたを代表する弁護士が、見出しの下に記載されている通り適正手続請求通知における適切な情報を学区に提供しなかった場合、**公聴会の実施の要求**。

ただし、州または学区がその訴訟の最終的な解決または訴訟の進行を不当に遅らせた、または *IDEA* のパート B の保障措置手続き規定に基づく違反があったと裁判所が判断した場合、裁判所は費用を減額することはできません。

---

## 障害を持つ子供を処分する場合の手続き

---

### 学校職員の権限

#### 34 CFR §300.530

##### ケースバイケースでの決定

学校職員は、次の規律に関する要件に従って行われたプレースメントの変更が、学校の生徒の行動規範に違反する障害を持つ子供に適しているかどうかを判断する際に、ケースバイケースで独自の状況を考慮することがあります。

##### 概要

彼らが障害のない子供たちにもそのような行動をとる限り、学校職員は、**10 登校日**までに連続して生徒の行動規範に違反している障害のある子供を適切な暫定的代替教育施設、別の施設へ引き離しまたは一時停止させることができます。学校職員はまた、引き離しがプレースメントの変更を構成しない限り、違法行為の別々の事件のために、同じ学年度に連続して**10 登校日**まで子供の追加の引き離しを課すことができます（以下の定義については、**懲戒処分についての引き離し**を参照のこと）。

同じ学年で障害のある子供が現在**10 登校日**の間、現在のプレースメントから引き離された場合、学区は、その学年の以降の引き離し日に、**サービス**の下に必要な範囲でサービスを提供しなければなりません。

##### 追加の権限

生徒の行動規範に違反した行動が子供の障害の表れではなく（下記**表明の判定**を参照）、懲戒処分の変更が連続して**10 学日**を超える場合、学校職員は、障害のない子供と同じ方法で同じ期間、懲戒手続きを適用することができます。ただし、以下**サービス**で説明するとおり、学校はその子供にサービスを提供する必要があります。子供の**IEP**チームは、そのようなサービスのための暫定的代替教育施設を決定します。

##### サービス

現在のプレースメント先から除外された障害のある子供に提供しなければならないサービスは、暫定的代替教育施設で提供される場合があります。

学区は、同様に引き離された障害のない子供にサービスを提供する場合、その学年度の**10 登校日以下**に現在のプレースメント先から除外された障害のある子供にのみサービスを提供する

必要があります。ミシガン州は、懲戒処分のために引き離させられた、障害のない生徒へのサービスを必要としません。

障害のある子供で、現在のプレースメントから **10 登校** 日以上引き離されている場合、以下の条件を満たす必要があります。

1. 子供が一般教育カリキュラムに参加し続けることを可能にするために、教育サービスを受け続け、子供の *IEP* に定められた目標を達成するために前進すること。 **および**
2. それが再び起こらないように、行動違反に対処するように設計されている機能的行動評価 [*Functional Behavioral Assessment (FBA)*]、行動介入サービスとその修正を適宜受け取ること。

障害のある子供が、同じ年度の **10 登校日**、現在のプレースメントから引き離され、現在の引き離しが連続 **10 登校日** 以下の場合 **および** 引き離しがプレースメントの変更ではない場合（下記の定義を参照）、学校職員は、少なくとも 1 人の子供の先生と相談しながら、どの程度のサービスが必要か他の状況ではあるが一般教育カリキュラムへの参加を継続し、子供の *IEP* に示された目標を達成するために前進すること。

引き離しがプレースメントの変更である場合（下記の定義を参照）、その子供の *IEP* チームは、子供が一般教育カリキュラムに引き続き参加できるようにするための適切なサービスを決定します。

### 表明の判定

生徒の行動規範に違反したために障害のある子供のプレースメントを変更することが決定されてから **10 登校日** 以内に、（**10 登校日** 以下で、プレースメントの変更ではない引き離しである場合を除く）、学区、保護者、および *IEP* チームの関連メンバー（保護者および学区の決定による）は、子供の *IEP*、教師の観察、およびによって提供される関連情報を含む、生徒のファイル内のすべての関連情報を確認する必要があります。

1. 問題となっている行為が、子供の障害によるものである、直接またはかなりの関係またはがある場合
2. 問題の行動が学区が子供の *IEP* を実施できなかったことに対する直接の結果であった場合

学区、親、および子供の *IEP* チームの関連メンバーが、これらの条件のいずれかが満たされていると判断した場合、行動は子供の障害の現れであると判断される必要があります。

学区、親、および子供の IEP チームの関連メンバーが、問題の行動が学区による IEP の実施の失敗の直接の結果であると判断した場合、学区はこれらの欠陥を是正するために直ちに行動を起こす必要があります。

### 行動が子供の障害の現れであるという決定

学区、保護者、および IEP チームの関係者がその行為が子供の障害の顕在化であると判断した場合、IEP チームは次のいずれかを行う必要があります。

1. プレースメント変更の原因となる行動が発生する前に学区が FBA を実施していない限り、FBA を実施し、子供に対する行動介入計画 [Behavioral Intervention Plan (BIP)] を実施する、または
2. BIP がすでに開発されている場合、その BIP を確認し、必要に応じて修正して動作に対処します。

**特殊事情** の見出しの下に記述されている場合を除き、親と学区が BIP の変更の一環としてのプレースメント変更に同意しない限り、学区は子供を引き離されたプレースメント先に戻す必要があります。

### 特殊事情

行動が子供の障害の兆候であったかどうかにかかわらず、次の場合、学校職員は最大 45 日の間、生徒を暫定的代替教育施設（子供の IEP チームが決定）に引き離すことができます。

1. 武器を学校に持参するか、学校、学校の敷地内、または MDE または学区の管轄下にある学校機能で武器を持っていた場合
2. 違法薬物を故意に使用が疑われているまたは使用している、あるいは学校、学校の敷地内、MDE または学区の管轄下にある学校の職場で、規制物質の販売を販売または勧誘を行っている場合
3. 学校にいる間、学校の敷地内、または MDE または学区の管轄下にある学校の職場で他の人に重大な傷害を与えた場合

### 定義

**規制物質** は、規制物質法の第 202 条 (c) の付則 I、II、III、IV、または V に基づいて特定された薬物またはその他の物質を意味します (21 U.S.C. 812 (c) ) 。

**違法薬物** は規制物質を意味します。ただし、認可されたヘルスケア専門家の監督の下で合法的に所有または使用されている、あるいはその法律の下で、または連邦法のその他の規定の下で合法的に所有または使用されている管理物質は含みません。

重大な損害は、アメリカ合衆国法典第 18 章第 1365 条第 h 項の (3) 項の下の「重大な身体傷害」という用語の意味を持ちます。(別紙 A を参照のこと。)

武器は、アメリカ合衆国法典第 18 章第 930 条第 1 項 (g) の第 (2) 項の下で「危険な武器」という用語を与えられた意味を持ちます。(別紙 A を参照のこと。)

## 通知

生徒の行動規範に違反したために子供のプレースメントの変更である引き離しを決定するその日に、学区は、その決定を保護者に通知し、保護者に保障措置通知を提出する必要があります。

## 懲戒処分についての引き離し

### 34 CFR §300.536

以下の場合、障害のある子供を現在の教育上のプレースメントから引き離すことは**プレースメントの変更**です。

1. 引き離しが 10 日以上続けて行われる、または
2. 以下の理由により、子供はパターンを構成する一連の引き離しの対象となった場合。
  - a. 一連の引き離しは、1 学年で合計 10 登校日を超える。
  - b. 子供の行動は、一連の引き離しが行われた以前の事件の子供の行動とほぼ同じである、また、
  - c. 各引き離し (*removal*) の長さ、子供が引き離された合計時間、および引き離しの間隔などの追加の要因。

引き離しのパターンがプレースメントの変更を構成するかどうかは、学区によって個別に決定され、異議を申し立てられた場合は、適切な手続および司法手続による審査の対象となります。

## 設定の決定

### 34 CFR § 300.531

IEP チームは、**プレースメント変更、追加権限、特別な事情** による引き離しのための暫定的代替教育施設を決定しなければなりません。

## 上訴

### 34 CFR § 300.532

#### 概要

障害のある子供の親は、以下に同意しない場合は、適正手続きによる聴聞会を要請するために、公聴会の実施の要求を申し立てることができます（上記参照）。

1. これらの分野の規定に基づいて行われたプレースメントに関する決定、または
2. 上記に記載した表明の判定

学区は、子供の現在のプレースメントの維持が子供または他の人々に怪我をさせる可能性が高いと判断した場合、公聴会の実施の要求（上記参照）を提出して適切なプロセスによる公聴会を依頼できます。

#### 学校職員の権限

**公平行政法審判官**の小見出しの下に記述されている要件を満たすALJは、デュープロセス公聴会を行い、決定を下さなければなりません。ALJは、以下を行うことができます。

1. **学校職員の権限**の項に記載されている要件に違反したと判断した場合、または子供の行動が子供の障害の兆候であるとALJが判断した場合、障害のある子供を、その子供が引き離された場所に戻すこと
2. ALJが、子供の現在のプレースメントを維持すると、子供または他の人々に怪我をさせる可能性が実質的に高いと判断した場合、45日以内に、障害のある子供のプレースメントの変更を適切な暫定的代替教育施設とするよう命令すること

学区が、子供を元の場所に戻すと、子供や他の人々に怪我をさせる可能性が高いと確信している場合は、これらの聴聞会手続きを繰り返すことがあります。

保護者または学区がそのような聴聞会を要請するために公聴会の実施の要求を申し立てるときはいつでも、以下の場合を除き、見出し、**デュープロセスクレーム、デュープロセスクレームに関する公聴会**に記載された要件を満たす審問を開催しなければならない。

1. *MDE* は、迅速なデュープロセス公聴会を手配し、これは公聴会が要請された日から **20** 登校日以内に行われ、公聴会后 **10** 登校日以内に決定される必要があります
2. 両親と学区が会議の放棄に書面で同意するか、調停を使用することに同意する場合を除き、解決会議は、公聴会の実施の要求の申し立ての通知を受けてから **7** 日以内に行われる必要があります。公聴会の実施の要求を受領してから **15** 日以内に問題が両当事者の満足に解決されない限り、公聴会を続行することができます。

適法手続きによる早期審問での決定は最終的なものですが、「訴訟を起こす期間を含む民事訴訟」の項に記載されているとおり、審問に関与する機関（あなたまたは学区）が民事訴訟を起こすことができます。

## 上訴中のプ上訴中レースメント

### 34 CFR §300.533

上記のように、親または学区が懲戒処分に関連して公聴会の実施の要求を申し立てた場合、子供は、（親と *MDE* または学区が別段の合意をしない限り）聴聞官の決定があるまで、または見出し「学校職員の権限」で規定され記載されているいずれか早いほうの引き離し期間の満了まで、暫定的代替教育施設に留まる必要があります。

## 特殊教育および関連サービスにはまだ適していない子供のための保護

### 34 CFR §300.534

#### 概要

子供が特殊教育および関連サービスの受給資格があると判断されず、生徒の行動規範に違反したが、学区は、懲戒処分の原因となる行動が子供が障害のある子供であることが発生する前に、（以下で決定されるように）知っていた場合、その後子供はこの通知に記載されている保護のいずれかを主張することができます。

#### 懲戒処分に関する知識の基礎

学区は、懲戒処分の原因となる行動が発生する前に、その子供が障害のある子供であるという知識を持っていると見なさなければなりません。

1. 子供の親は、子供が適切な教育機関の監督または管理職員、または子供の教師に対する特別教育および関連サービスを必要としていることを書面で懸念を表明しました。

2. 親は、*IDEA* のパート B に基づく特別教育および関連サービスの受給資格に関する評価を要求しました、または
3. 子供の先生、または他の学区職員は、子供が示す特別な行動パターンについての具体的な懸念を、学区の特別教育長または学区の他の監督職員に直接表明しました。

## 例外

以下の場合、学区はそのような知識を持っているとは見なされません。

1. 子供の親は子供の評価を許可していないか、特別教育サービスを拒否しています。または
2. 子供は評価され、*IDEA* のパート B に基づく障害のある子供ではないと判断されました。

## 知識の基盤がない場合に適用される条件

子供に対して懲戒処分を行う前に、**懲戒処分に関する知識の基礎** および**例外** のような見出しに書かれているように学区が子供が障害のある子供であるという知識を持っていない場合、子供は、同等の行動をしている障害のない子供に適用される懲戒処分の対象となる可能性があります。

ただし、子供が懲戒処分の対象となる期間内に子供の評価を求められた場合、その評価は迅速に行われなければなりません。

評価が完了するまで、子供は学校当局によって決定された教育上のプレースメントに留まり、これには教育サービスなしでの一時停止または追放を含めます。

学区によって行われた評価からの情報、および保護者から提供された情報を考慮して、その子供が障害のある子供であると判断された場合、学区は、上記の懲戒要件を含む、*IDEA* のパート B に従って特別教育および関連サービスを提供する必要があります。

## 法執行機関および司法当局への照会および行動

### 34 CFR §300.535

*IDEA* のパート B は、以下を行いません。

1. 障害のある子供が犯した犯罪を機関が適切な当局に報告することを禁止すること、または
2. 州法の執行および司法当局が、障害のある子供が犯した犯罪に対する連邦法および州法の適用に関する責任を行使することを禁止すること

## 記録の送付

学区が障害のある子供による犯罪を報告した場合、学区は次のことを行います。



1. 子供の特殊教育および懲戒記録のコピーが、政府機関が犯罪を報告した当局による検討のために送信されるようにしなければなりません。そして
2. FERPA で許可されている範囲内でのみ、子供の特殊教育および懲戒記録のコピーを送信することができます。

---

## 公費の私立学校での子供の両親による一方的な配置の条件

---

### 概要

#### 34 CFR §300.148

学区があなたの子供に *FAPE* を利用可能にし、あなたが私立学校または施設に子供を送ることを選択した場合、*IDEA* のパート B では、私立学校または施設での障害のある子供の特殊教育および関連サービスを含む教育費を学区に支払う必要はありません。ただし、私立学校がある学区には、パート B の規定に基づき、34 CFR §300.131 から 300.144 の下で両親によって私立学校に置かれた子供に関する規定によって特別な教育ニーズがある人口の中にあなたの子供が含まれている必要があります。

#### 私立学校へのプレースメントのための払い戻し

あなたの子供が学区の権限の下で以前に特殊教育および関連サービスを受けていて、あなたが学区の同意または紹介なしに私立幼稚園、小学校、または中学校に入学することを選択した場合、裁判所または *ALJ* は、機関が *FAPE* を子供に提供していないと裁判所または *ALJ* が判断した場合、その登録の前に適時にその登録の費用をあなたに払い戻すよう機関に要求することができます。そのプレースメントが *MDE* や学区によって提供される教育に適用される州の基準を満たさない場合でも、*ALJ* または裁判所はあなたのプレースメントが適切であると判断するかもしれません。

#### 払い戻しの制限

上記の段落に記載されている払い戻しの費用は、減額または却下される可能性があります。

1. もしも (a) あなたが公立学校からあなたの子供の引き離し前にあなたが出席した最新の *IEP* ミーティングで、あなたが懸念を表明し、公費で私立の学校にあなたの子供を入学させるというあなたの意図を述べることを含め、あなたの子供に *FAPE* を提供するために学区によって提案されたプレースメントを拒否していた場合、または (b) 公立学校からあなたの子供が連れ去られる前の少なくとも 10 営業日（営業日に起こる休日を含む）、あなたがその情報について学区に書面による通知をしなかった場合
2. あなたが公立学校からあなたの子供を引き離させる前に、学区があなたに、あなたの子供を評価する意図があることをあなたに事前の書面通知でしたが、評価のために子供を利用可能にしなかった場合。または
3. あなたの行動が不合理であると裁判所が判断したとき。

しかし、払い戻しの費用は

1. 以下の場合は、通知の提供を怠ったために減額または拒否されてはなりません。(a) 学校があなたに通知を出すことを妨げた。(b) 上記の通知を提供する責任の通知を受けていない。または(c) 上記の要件を順守すると、子供に身体的危害をもたらす可能性があります。そして
2. 裁判所またはALJの裁量により、次の場合に両親が必要な通知を提供しなかったことに対して減額または却下されないこと(a) 親が読み書きができない、または英語で書くことができない。または(b) 上記の要求事項を順守すると、子供に重大な精神的危害をもたらす可能性があります。

## 多数派時代における親権の譲渡

### 34 CFR §300.520

障害のある生徒が大多数の年齢（法定後見人が裁判所によって任命されていない場合はミシガン州で18歳）に達すると、公的機関はIDEAのパートBの下で必要な通知を学生と親の両方に提供しなければなりません。そして、IDEAのパートBの下で親に与えられたすべての権利は、学生に譲渡します。親に与えられたすべての権利は、過半数の年齢に達した、そして成人または未成年の連邦、州、または地元の矯正施設に収容されている生徒にも譲渡されます。

---

## 添付資料 A - 連邦の定義

---

### 重大な損害

#### 18 U.S.C. 1365(h)

3. 「重大な損害」という用語は、以下を含む身体傷害を意味します。
  - (A) 重大な死亡リスク、
  - (B) 極度の肉体的痛み、
  - (C) 長引く明らかな外観不良、または
  - (D) 身体部位、臓器、または精神的な教員の機能の長期にわたる喪失または障害、そして
4. 「怪我」という用語は、以下を意味します。
  - (A) 切り傷、擦り傷、あざ、やけど、または外観の劣化、
  - (B) 肉体的な痛み、
  - (C) 病気、
  - (D) 身体部位、臓器、または精神の機能障害。または
  - (E) どんなに一時的なものでも身体へのその他の傷害。

### 武器

#### 18 U.S.C. 930(g)

(2) 「危険な武器」という用語は、長さ 2 1/2 インチ未満の刃を持つポケットナイフを除く死または重大な損害のために使用される、またはその原因となる可能性がある武器、装置、器具、材料、または物質、生物または無生物を意味します。